

7 業務委託における総合評価方式の試行導入について

(1) 試行の内容

①対象業務

予定価格が概ね2千万円以上かつ高度な技術力を要する土木関係建設コンサルタント業務のうち、発注者が選定した業務

※測量、地質調査、補償関係コンサルタント、建築関係建設コンサルタントは対象外

②型式別対象業務

型式	対象業務
簡易型	企業や配置技術者の技術力と価格の双方を総合的に評価することによって成果の品質向上が期待できる業務
標準型	簡易型の評価に加え、コスト縮減や耐久性向上等に資する技術提案を求めることによって成果の更なる品質向上が期待できる業務

③落札者の決定方法

ア 落札者の決定

入札価格が予定価格の範囲内にあるもののうち、価格評価（入札価格に基づく評価）と技術評価（企業や配置技術者の技術的能力等による評価）を点数化したものを合算した評価値が最も高い者を落札者とする。
(加算方式)

イ 評価値の算出

$$\text{評価値} = \text{価格評価点} + \text{技術評価点}$$

$$\text{価格評価点} = a \times (1 - \text{入札価格} / \text{入札書比較価格})$$

$$\text{技術評価点} = \sum \left(\frac{\text{評価項目ごとの得点合計}}{\text{評価項目ごとの配点合計}} \times \text{項目ごとの換算値} \right)$$

型式別評価点

総合評価方式の型式	技術評価点の満点	価格評価点の満点 (a)
簡易型	50点	50点
標準型	50点	25点

④技術評価の評価項目と評価の細目

評価項目	評価の細目		簡易型		標準型	
			評価項目の配点 〈換算値〉	評価の細目の配点	評価項目の配点 〈換算値〉	評価の細目の配点
(1) 企業評価	企業の技術的能力	同種業務実績	8	2	8	2
		業務成績	(10)	6	(10)	6
	地域精通度	常駐技術者数※ ¹	↓	(1)	↓	(1)
		災害対応実績※ ¹	<10>	(1)	<7>	(1)
(2) 配置技術者評価	管理技術者の技術的能力	保有資格	19 ↓ <20>	2	19 ↓ <14>	2
		同種業務経験		6		6
		技術者成績		6		6
		手持ち業務の件数		1		1
		継続学習 (CPD)		1		1
	照査技術者の技術的能力	保有資格		1		1
		同種業務経験		1		1
		技術者成績		1		1
(3) 実施方針等	実施方針		20	10	20	10
	実施フロー		↓	5	↓	5
	工程計画		<20>	5	<14>	5
(4) 技術提案	的確性		—	—	20	10
	実現性			—	↓ <15>	10
技術評価点 合計			<50>	47(49)	<50>	67(69)

※¹ 「選択項目」として設定する。

ア 企業（技術的能力）：同種業務実績

評価の細目	評価基準	配点	
		簡易型	標準型
過去10年間の山口県又は国土交通省（中国地方整備局）により発注された同種業務の実績の有無	同種業務の実績がある	2	2
	同種業務の実績がない	0	0
運用基準 <ul style="list-style-type: none"> ・過去10年間とは、指名通知日の10年前の日が属する年度の4月1日から指名通知日までとする。 ・評価対象とする同種業務は、発注者が現場説明書に明示する。（「同種業務：橋梁詳細設計」等と明示） ・入札参加者は確認資料として、対象業務のテクリス等を添付する。 			

イ 企業（技術的能力）：業務成績

評価の細目	評価基準	配点	
		簡易型	標準型
過去3年間の山口県又は国土交通省（中国地方整備局）により発注された土木関係建設コンサルタント業務のうち3件の業務成績評定点の平均点	80点以上	6	6
	80点未満 75点以上	4.5	4.5
	75点未満 70点以上	3	3
	70点未満 65点以上	1.5	1.5
	65点未満、実績なし	0	0
運用基準 <ul style="list-style-type: none"> ・対象は土木関係建設コンサルタント業務とし、その分野は問わない。 ・対象業務の3件は入札参加者が自ら選定し、その評定点と平均点を様式に記載して提出する。 ・評定結果が3件に満たない場合は、残りの件数全てを60点として判断する。 ・平均点は、小数点以下切捨てにより算定する。 ・入札参加者は確認資料として、発注者から通知された該当業務の評定結果の写し等を添付する。 			

ウ 企業（地域精通度）：常駐技術者数 <選択項目>

評価の細目	評価基準	配点	
		簡易型	標準型
県内営業所等の 常駐技術者数	10人以上	1	1
	10人未満	0	0
運用基準 <ul style="list-style-type: none"> ・指名通知日時点の県内営業所等に常駐する技術者数で判断する。 ・対象とする技術者は、山口県（知事部局又は企業局）が発注する建設工事に係る業務委託（測量業務、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償関係コンサルタント業務、建築関係建設コンサルタント業務に限る。）において、管理技術者になりうる資格を持つ者とする。 ・1人の技術者が複数の資格を有している場合は1人と数える。 ・営業所等は、建設コンサルタント登録規程第4条第1項第2号に規定する営業所（本店又は常時建設コンサルタント業務に関する契約を締結する支店若しくは事務所をいう。）又はその他の支店若しくは事務所とする。 ・常駐技術者は、当該業務の指名通知日時点で、直接的かつ恒常的な雇用関係（3ヶ月以上の雇用関係）にあり、常勤している者をいう。 ・常駐する技術者数が10人以上いる場合、様式への記載はそこから10名分を記載していればよい。） ・入札参加者は、常駐する技術者の氏名及び保有資格を様式に記載し、確認資料として記載した技術者の技術者証の写し等を添付する。 			

エ 企業（地域精通度）：災害対応実績 <選択項目>

評価の細目	評価基準	配点	
		簡易型	標準型
過去10年間の災害対応業務の 実績の有無	実績がある	1	1
	実績がない	0	0
運用基準 <ul style="list-style-type: none"> ・対象は、山口県内を実施場所とする国、県、その他地方公共団体との契約に基づき実施した災害対応業務（災害査定前の測量、調査、設計等）で、指名通知日までに完了した業務とする。 <ul style="list-style-type: none"> ① 評価の対象とするもの <ul style="list-style-type: none"> ・災害査定のために実施する測量、調査、設計等（緊急性を要する業務に限る）で、委託契約により実施した業務 ② 評価の対象外となるもの <ul style="list-style-type: none"> ・災害時の公共土木施設の点検等の初動対応 ・自主的な災害貢献活動 ・災害採択後の測量、調査、設計等 （一定期間調査・観測を要する地すべり災害等を含む） ・入札参加者は確認資料として、対象業務のテクリス等を添付する。 			

オ 配置技術者（管理技術者・照査技術者）：保有資格

評価の細目	評価基準	配点			
		簡易型		標準型	
		管	照	管	照
技術者の保有資格	①技術士（業務部門） （又は②かつME山口）	2	1	2	1
	②技術士（上記以外）、 RCCM（業務部門） （又は③かつME山口）	1	0.5	1	0.5
	③その他	0	0	0	0

運用基準

- ・配置技術者の評価は、管理技術者、照査技術者、それぞれで行う。
- ・評価対象とする業務部門は、業務内容によって、技術士は部門（総合技術監理、建設等）及び科目（道路等）を、RCCMは専門技術部門（道路等）を現場説明書に明示する。
- ・資格は、指名通知日時時点で保有している資格を対象とする。
- ・橋梁やトンネルのメンテナンスに係る業務については、技術者が上記の資格に加えてメンテナンスエキスパート山口（以下、ME山口）の資格保有者である場合、1段階上位の評価とする。
- ・入札参加者は確認資料として、資格者証等の写しを添付する。

カ 配置技術者（管理技術者、照査技術者）：同種業務実績

評価の細目	評価基準	配点			
		簡易型		標準型	
		管	照	管	照
過去10年間の山口県又は国土交通省（中国地方整備局）により発注された同種業務経験の有無	同種業務の経験がある	6	1	6	1
	同種業務の経験がない	0		0	

運用基準

- ・管理技術者は管理技術者として、照査技術者は照査技術者としての経験で評価する。
- ・評価対象とする同種業務は、発注者が現場説明書に明示する。
（「同種業務：橋梁詳細設計」等と明示）
- ・所属会社に関わらず個人の実績で評価する。（過去の所属会社の実績も対象）
- ・入札参加者は確認資料として、対象業務のテクリス等を添付する。

キ 配置技術者（管理技術者、照査技術者）：技術者成績

評価の細目	評価基準	配点			
		簡易型		標準型	
		管	照	管	照
過去3年間の山口県又は国土交通省（中国地方整備局）により発注された土木関係建設コンサルタント業務のうち2件の技術者評定点の平均点	80点以上	6	1	6	1
	80点未満75点以上	4.5	0.75	4.5	0.75
	75点未満70点以上	3	0.5	3	0.5
	70点未満65点以上	1.5	0.25	1.5	0.25
	65点未満、実績なし	0	0	0	0
運用基準					
<ul style="list-style-type: none"> 対象は土木関係建設コンサルタント業務とし、その分野は問わない。 対象業務の2件は入札参加者が自ら選定し、その評定点と平均点を様式に記載して提出する。 所属会社に関わらず個人の実績で評価する。（過去の所属会社の実績も対象） 評定結果が2件に満たない場合は、残りの件数全て60点として判断する。 平均点は、小数点以下切捨てにより算定する。 入札参加者は確認資料として、発注者から通知された当該業務の評定結果の写し等を添付する。 					

ク 配置技術者（管理技術者）：手持ち業務の件数

評価の細目	評価基準	配点	
		簡易型	簡易型
手持ち業務の件数	5件以下	1	1
	その他	0	0
運用基準			
<ul style="list-style-type: none"> 手持ち業務とは、1契約の委託料の額が300万円以上で管理技術者又は担当技術者として従事する業務を指し、業務の種類は問わない。 災害復旧及び災害関連工事に係る業務については、手持ち業務の対象外とする。 業務期間を通して5件以下（当該業務を含める）とする場合に評価する。 入札参加者は、様式で本細目の適否を表明する。発注者は契約締結後に提出される「管理技術者及び照査技術者選任通知書」で手持ち業務の件数を確認する。 また、完了検査時には業務期間中の手持ち業務の実績が分かる資料の提示を求め、履行状況を確認する。 			

ケ 配置技術者（管理技術者）：継続学習（CPD）

評価の細目	評価基準	配点	
		簡易型	標準型
継続学習（CPD）の取組み	推奨単位以上	1	1
	推奨単位未満	0	0
運用基準 <ul style="list-style-type: none"> ・評価対象期間（前年度の4月1日から指名通知日までの任意の日以前の1年間）における配置技術者の継続学習（CPD）に対する取組状況を評価する。 ・建設系のCPDについて、配置技術者の取得単位数が各団体の推奨単位数を満足するか否かで評価する。なお、対象とする建設系CPD協議会加盟団体とその推奨単位数は現場説明書で示す。（測量系CPDは対象外とする。） ・入札参加者は確認資料として、各評価機関が作成した証明書を添付する。 <p>※令和5年度の取扱い（：1年間→2年間、推奨単位以上→推奨単位の1/2以上）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染拡大防止のため、継続学習（CPD）制度に係る講習会が、例年どおりに開催されていない状況を鑑み、令和5年度に関しては評価基準等を次のとおりとする。 ◆任意の日の設定対象期間の拡大（任意の日以前の継続学習の取組状況を評価） 令和5年4月1日から指名通知日まで → 令和4年4月1日から指名通知日まで ◆取得単位数の緩和 各団体推奨単位以上 → 各団体推奨単位の1/2以上 			

コ 実施方針

評価の細目	評価基準	配点	
		簡易型	標準型
実施方針等	業務の目的、条件、内容の理解度	10	10
	実施フローの妥当性	5	5
	工程計画の妥当性	5	5
運用基準 <ul style="list-style-type: none"> ・業務の目的、条件、内容の理解度、実施フローの妥当性、工程計画の妥当性を評価する。 ・提出資料はA4版1枚とし、業務の実施方針、実施フロー、工程計画を記載する。 ・記載された取組方法について、その根拠として、客観的に説明するための資料の提出は認めるが、評価の際は補足資料としてのみ使用する。根拠となる個所が不明確な場合は補足資料として取り扱わないため、箇所を明確にする。 ・原則として提出された資料により評価する。 			

サ 技術提案

評価の細目	評価基準	配点	
		簡易型	標準型
的確性	与条件との整合性	-	5
	着眼点が適切かつ論理的	-	5
実現性	説得力	-	5
	提案内容の裏付け	-	5

運用基準

- ・ 提案内容について、与条件との整合性、着眼点が適切かつ論理的か、また説得力や提案内容の裏付けがあるかを評価する。
- ・ 提出資料は、設定したテーマに対する取組方法について具体的に記載された資料 A 4 版 1 枚とする。記載にあたり、概念図、出典の明示できる図表、既往成果、現地写真を用いて良いが、当該業務のために作成した CG や詳細図面等は認めない。
- ・ 原則として提出された資料により評価する。

(2) 配置技術者の変更

落札者の決定前に落札候補者が提出する「総合評価方式における配置技術者について」(第9号様式)において変更を行う場合を除き、申請した配置技術者は変更できないものとする。

また、落札決定後は、配置技術者の死亡、傷病、出産、育児、介護、退職、転勤等の真にやむを得ない事由により配置技術者を変更したい旨を申し出た場合にのみ変更を認める。

ただし、変更する配置技術者は、落札者がその入札時に提示した配置技術者と同等以上の資格や業務経験等を有する者に限る。

<第9号様式の提出方法> (総合評価方式の指名競争入札の場合のみ)

総合評価方式では、電子入札システムで入札無効事項確認の入力を行う際、配置技術者の変更の有無について、第9号様式を添付資料として提出する。

- ① 「無効入札に該当する事由はありません」を選択
- ② 「添付資料追加」で第9号様式を添付
- ③ 配置技術者に変更がある場合は、変更する配置技術者が同等以上の資格や業務経験等を有する者であることが確認できる資料を併せて添付

① 無効入札の該当の有無をチェック

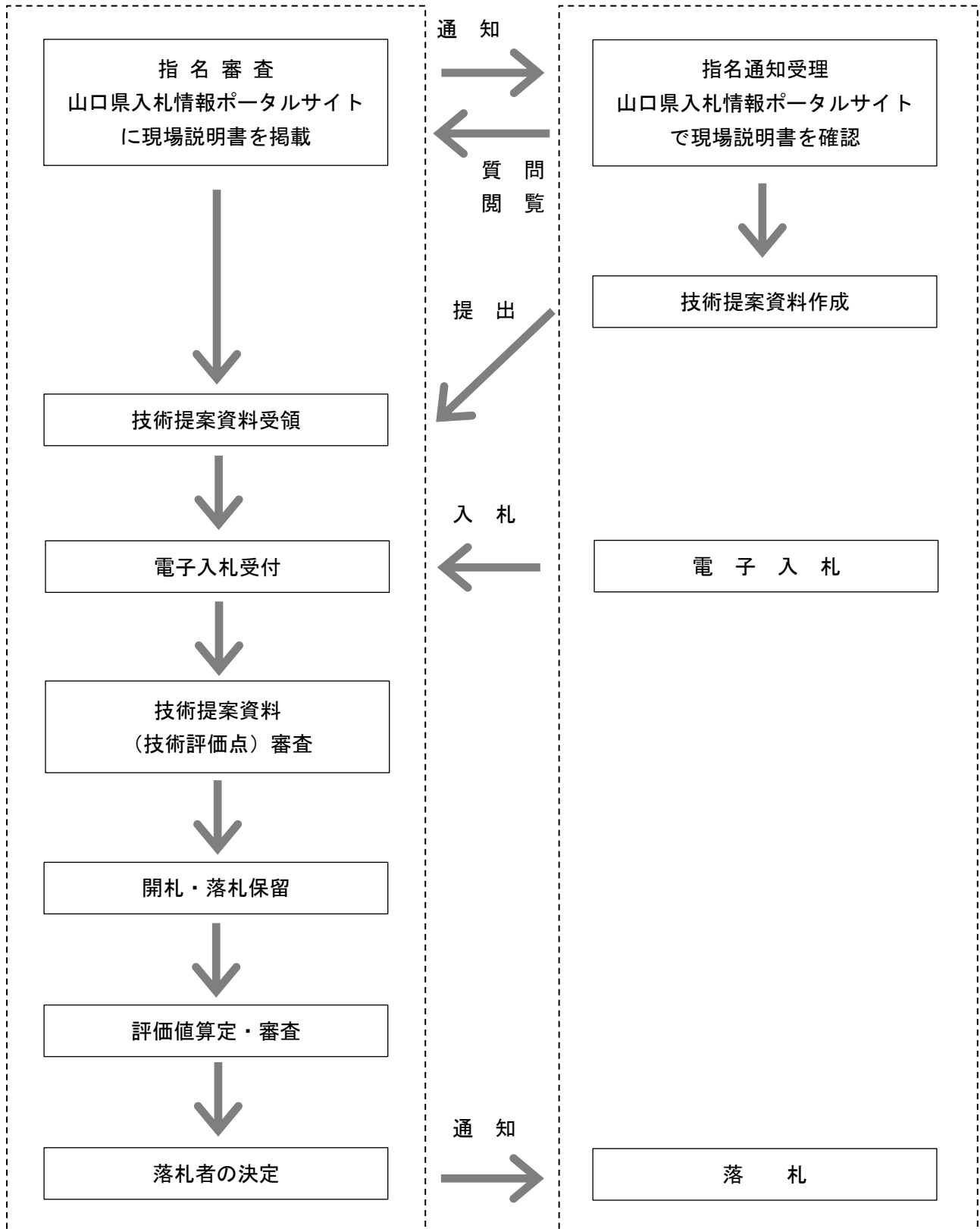
② ③ ここに第9号様式等を添付 (①で該当なしを選択した場合)

(受注者)

(3) 業務委託の総合評価方式の指名通知から落札者決定までのながれ

発注者

入札参加者



(3) 試行開始時期

令和5年4月1日